



緊急

協－26－53

令和8年7月29日

会員各位

一般社団法人 日本フードサービス協会
会長 椋本 充士

令和8年熊本地震発生による協会の対応について

7月28日に発生した「令和8年熊本地震」は、いまだ余震が続いています。被災地の皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震による被害、これから予測される二次災害など、今後被害状況が明らかになるとともに、その被害は拡大する恐れがあります。協会では被害地域に出店している会員企業の被災状況を把握し、その情報を共有してまいります。

全国外食産業ジェフ健康保険組合の加入事業所及び加入員におかれては、健康保険法第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、一部負担金等の徴収猶予を行うことができる特例措置の実施について後日通知をいたします。

また、外食産業ジェフ企業年金基金の加入事業者におかれては、被災者の方々に対する傷病見舞金制度について通知いたします。

当協会といたしましても、農林水産省はじめ行政と一体となって、被害状況の把握とともに、会員各位でご検討されている支援提供の情報を共有し、この事態に迅速かつ適切に対応してまいります。

現在、事態を收拾する状況ではないことは重々承知しておりますが、把握できる限りの被害情報をお知らせいただくとともに、被災地、被害者に対するキッチンカーの手配を含めた食料等の救援物資についてご検討いただいている場合には、お知らせいただきますようお願い申し上げます。

以上